

学校法人安城学園公益通報者保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学園に対する公益通報者を保護するために必要な事項を定めることを目的とする。

併せて、学園として公益通報者保護法で定める法令の遵守及び違反行為の是正・防止を図るものとする。

2 公益通報とは、公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律に関する通報のことである。

(公益通報に該当しない通報)

第2条 不正の利益を得る目的・他人に損害を加える目的・その他不正な目的で行われた通報は、公益通報には該当しない。

(公益通報対象事実)

第3条 公益通報対象事実とは、公益通報者保護法及び別表に掲げる法律に規定する罪の犯行行為の事実又は公益通報者保護法及び別表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実のことである。

(通報窓口)

第4条 学園として、公益通報に関する窓口を設置する。

2 学園の公益通報窓口担当者を法人本部事務局に置く。

3 公益通報に関して相談・連絡等を受けた学園の職員は、公益通報窓口担当者に遅滞なく報告又は連絡するものとする。

(通報の方法)

第5条 学園に対する通報は、面会だけでなく、電話・電子メール・FAX・書面でも行うことができる。

(公益通報者)

第6条 この規程において公益通報者とは、公益通報をした次に掲げる者をいう。

- (1) 学園と雇用関係にある職員
- (2) 学園の役員
- (3) 学園との労働者派遣契約に基づく派遣労働者
- (4) 学園の取引事業者の労働者
- (5) 上記(1)及び(2)及び(3)の中には、通報の日から1年以内に退職又は業務に従事していた者も含む。

(保護の対象となる公益通報者)

第7条 この規程で保護の対象となる公益通報者は、次の各号に掲げる者とする。

- ① 学園と雇用関係にある職員
- ② 学園の役員
- ③ 学園との労働者派遣契約に基づく派遣労働者
- ④ 学園の取引事業者の労働者

⑤ 上記(1)及び(2)及び(3)の中には、通報の日から1年以内に退職又は業務に従事していた者も含む。

(調査等の手続き)

第8条 通報については、公益通報である可能性があると窓口担当者が判断し、理事長が認めた場合、学園として公益通報として受理するものとする。

2 通報に対して、窓口担当者が公益通報ではないと判断し、理事長が認めた場合、学園として公益通報として受理しない。

3 通報に対して、公益通報であるか否かの判断が難しい事案の場合は、学園は弁護士等の外部機関に相談するものとする。

4 上記の手続きを経て公益通報として窓口が受理した場合、学園は調査委員会を設置するものとする。

5 調査委員会のメンバーは理事長が決定する。

6 学園が公益通報として受理した後に、調査委員会は原則として20日以内に第1回調査委員会を開催するものとする。

7 調査委員会は、当該通報の公益通報性を判断するために、当該通報内容の事実関係を丁寧に調査するものとする。

(協力義務)

第9条 調査委員会が通報内容の事実関係の調査を行うに際して、法人本部の長及び職員、並びに各設置校の長及びその職員は、調査委員会から求められた場合、調査に積極的に協力するものとする。

(是正/防止措置)

第10条 調査委員会は、丁寧な事実関係の調査に基づいて当該通報の公益通報性の判断に関する調査結果を理事長に報告するものとする。

2 理事長は、調査委員会の報告により当該通報が公益通報であることが明らかになった場合、学園として是正措置又は防止措置を講じるものとする。

(懲戒処分等)

第11条 理事長は、調査委員会の報告により当該通報が公益通報であることが明らかになった場合、学園として当該違法行為に関与した職員に対して就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(公益通報者の保護)

第12条 公益通報者に対して、公益通報を理由とした解雇又は契約の解除は行わない。

2 公益通報者に対して、公益通報を理由とした降格・減給等不利益な取り扱いを行わない。

3 公益通報者に対して、公益通報によって損害を受けたことを理由として損害賠償を請求することは行わない。

4 公益通報者が、公益通報をしたことを理由とする上記以外の如何なる不利益な取扱いをご被むることのないように、学園は必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第13条 調査委員会の調査の過程等で知り得た個人情報に対して、関係者は学園の「個人

情報の保護と活用に関する規程」に従って対応しなければならない。

2 上記の個人情報とは、個人情報保護法に定める個人情報のことである。

(公益通報者に対する通知)

第14条 上記の手続きを経て是正措置・防止措置を決定した後、理事長は公益通報者に対して調査結果及び是正措置(又は防止措置)を遅滞なく文書で通知するものとする。

2 ただし、上記の通知は公益通報者が匿名の場合は行わないものとする。

(不正の目的で行われた通報に対する処分)

第15条 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正な目的で通報を行った者に対しては、就業規則等に基づき懲戒処分を行う。

2 上記の処分は通報者が匿名の場合は行わないものとする。

(被通報者の取り扱い)

第16条 通報があった場合、その通報対象事実に対する対応に対して被通報者は関与させない。

2 「被通報者」とは、「その者が公益通報者保護法で定める法令違反行為等を行った・行っている・行おうとしていると通報された者」のことである。

(公益通報対応業務従事者等の情報の守秘義務)

第17条 公益通報対応業務従事者又は過去に公益通報対応業務に従事した者は、正当な理由なく「公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるもの」を漏洩してはいけない。

2 正当な理由とは、以下の場合を指す。

(1) 公益通報者本人の同意がある場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 調査等に必要である範囲の従事者間で情報共有する場合

(4) ハラスメントが公益通報に該当する場合等において、公益通報者が通報対象事実に関する被害者と同一人物である等のために、調査等を進める上で、公益通報者の特定を避けることが著しく困難である場合

3 公益通報者を特定させる事項とは、以下の事項のことを指す。

(1) 公益通報者の氏名と

(2) 公益通報者の職員番号

(3) 上記以外の(例えば、性別等の)一般的な属性であっても、当該属性と他の事項とを照合されることで、排他的に特定の人物が公益通報者であると判断できる場合は該当する。

(通報先が行政機関等又は報道機関等に対する公益通報の場合の取り扱い)

第18条 通報先が行政機関等又は報道機関等その者に対して当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報の場合についても、原則として、この規程を準用するものとする。

(その他)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に細則を定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年9月1日から改正・施行する。